環保第２６５５号

令和２年３月31日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長　北村　隆志　様

大阪府知事　吉村　洋文

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書に関する

環境の保全の見地からの意見について

　令和元年11月26日付け鉄運幹一第191114001号で送付のあった標記方法書について、環境影響評価法第20条第１項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

　つきましては、環境影響評価準備書の作成にあたっては、本意見を十分勘案するとともに、環境影響評価を実施する地域を管轄する大阪府内の市長意見※についても併せて考慮されるようお願いします。

※対象事業実施区域を含む周辺市（大阪市、豊中市、吹田市、守口市、

枚方市、寝屋川市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市）の市長意見

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室

環境保全課環境審査グループ

TEL　06-6941-0351（内線3857）

06-6210-9580（直通）

FAX　06-6210-9575

別紙

１．全般的事項

本方法書では、環境影響評価を行う方法の妥当性を検討するために必要な「路線や付帯施設の位置・規模等」や「調査及び予測手法」が具体的に示されていないこと等から、環境影響評価の客観性、透明性、信頼性を確保するため、事業計画等の具体化に至る過程での考え方等を準備書に詳細に記載すること。

（事業計画及び工事計画）

（１）　生活環境や自然環境等への影響が可能な限り回避・低減された事業計画及び工事計画となるよう、路線や付帯施設の位置・規模等の絞り込みを行うこと。

（２）　施設・設備及びその整備のための工法等の具体化に当たっては、最大限利用可能な環境の保全に関する最新技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。

（３）　現計画では、大阪府域は基本的にすべてトンネル区間となる予定とされており、都市トンネル部のシールド工事による建設汚泥や山岳トンネル部の掘削等による建設発生土（以下「建設発生土等」という。）が大量に発生するため、建設発生土等の仮置や処理・処分により自然環境や生活環境への影響が生じないよう、早い段階から適切な方策を検討すること。

（４）　工事期間が長期にわたると予想されることから、立坑等周辺や道路沿道の環境に最大限配慮した、より低公害型の建設機械や工事関係車両の採用、資機材や建設発生土等の搬出に当たっての適切な運行ルートの設定などの環境保全措置について検討し、その結果を準備書に記載すること。

（環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法）

（１）　路線や付帯施設の位置・規模等の絞り込みを行った段階で、具体的な調査手法等が環境影響評価の実施に当たって十分かつ適切な内容となっているか精査し、必要に応じて調査地点を追加するなど調査手法の見直しを行うこと。

（２）　計画を具体化する段階で影響要因や環境影響評価項目の追加等が生じた場合には、適切な調査手法等を検討し、その結果を準備書に記載すること。

（３）　予測の基本的な手法として「事例の引用又は解析」と記載されている項目については、その事例の妥当性を十分に検討のうえ、準備書に記載すること。

２．大気質

（１）　建設発生土等を搬出することとなる立坑等の設置場所及び周辺道路では、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行による周辺環境への影響が懸念されることから、適切な調査地点を選定して、予測及び評価を行うとともに、粉じん等の飛散防止対策等の必要な環境保全措置について十分に検討すること。

３．水質

（１）　工事に伴い水の濁りや汚れが発生するおそれがあるため、工事実施箇所の下流域の主要河川を基本に原則１地点において低水時及び豊水時に水質を２回測定するとしているが、工事による下流への影響をより適切に評価する必要があることから、上流域や降雨時の状況も把握するなど、必要に応じて調査地点や測定回数を追加すること。

４．地下水

（１）　トンネルの工事やトンネルの存在により地下水の水質悪化、減水や枯渇のおそれがある。特に、対象事業実施区域には水道事業用水源の深井戸、湧水や酒蔵・蔵元等が存在することから、それらの水源の位置及び使用状況等だけでなく、地質等についても十分に把握するとともに、適切な予測及び評価をしたうえで、施工位置や施工方法等について検討し、影響を可能な限り回避・低減すること。

５．騒音、振動

（１）　建設機械の稼働に伴い発生する騒音及び振動の調査地点を原則１地点としているが、必要に応じて、工事施工ヤードの敷地境界への調査地点の追加などにより、基準又は目標との整合性の検討を十分に行うこと。

（２）　新大阪駅周辺など施設の近傍に中高層の住居等が存在する場合は、騒音の調査及び予測を適切な高さで行うこと。

６．地盤沈下

（１）　大阪平野は地盤沈下が発生しやすい地質が広く分布していることから、必要に応じて現地調査を行い、地盤環境をできるだけ正確に把握したうえで予測及び評価を行うとともに、適切な工法や環境保全措置について十分検討し、地盤沈下が発生しないよう万全の対策を講じること。

７．土壌汚染

（１）　建設発生土等には自然由来の基準不適合土壌が含まれる可能性があることから、文献調査だけでなく、ボーリング調査等により掘削予定深度の土壌汚染状況を可能な限り把握したうえで、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

８．陸域生態系

（１）　路線や施設の位置・規模等が明らかになった段階で、必要に応じて地元有識者の指導・助言等も受け、陸生動植物及び淡水生物の調査の範囲・地点や調査対象種ごとの調査時期・方法等について十分検討したうえで、適切な調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避・低減できるよう、環境保全措置を検討すること。

９．文化財

（１）　埋蔵文化財については、文献調査だけでなく、大阪府教育庁等の指導を受けたうえで、現地踏査を行い、必要に応じて試掘調査等を実施すること。

10．廃棄物、発生土

（１）　建設発生土等の最終処分量を可能な限り低減させるため、より発生量の少ない工法を選定するとともに、トンネルや地下駅等から発生する建設発生土等の量を算定したうえで、早い段階から公共事業等への有効利用や適切な処理方法、処分先について検討すること。

11．地球環境

（１）　温室効果ガスの環境影響要因として「列車の走行」を選定すること。

（２）　列車の走行に伴う温室効果ガスについては、走行の使用電力量、需要予測、運行計画等から年間排出量及び排出原単位（人・ｋｍあたりの排出量）を算出の上、現在の運行状態等と比較するなどの評価を行うこと。